

さいたま市老人福祉施設等財産処分手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が実施する老人福祉施設等の整備に係る補助金（以下「市補助金」という。）を受けて取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）を、補助金の交付を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が、市長が定める処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する等の処分（以下「処分」という。）を行うにあたり、「さいたま市補助金等交付規則（平成13年5月1日規則第59号）」（以下「規則」という。）第20条に規定する財産の処分に係る承認の手続き等について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、「老人福祉施設等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する事業（老人居宅生活支援事業、老人福祉施設及び有料老人ホーム）
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する事業（居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護保険施設、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業及び介護予防支援事業等）
- (3) 前号までに掲げるもののほか、市長が定めるもの

(処分制限期間)

第3条 市長が定める処分制限期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）」に準拠するものとする。

(承認申請)

第4条 処分を行おうとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、市長に対し、処分を行う日の3か月前までに承認申請を行い、規則第20条の規定による市長の承認（以下「承認」という。）を受けなければならない。

- 2 申請者は、市長に対し、財産処分承認申請書（様式第1号）及び市長が必要と認める資料を提出しなければならない。

(申請手続きの特例)

第5条 「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（平成20年4月17日老発第0417001号）」（以下、「国通知」という。）別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」（以下、「国承認基準」という。）に記載の「包

括承認事項（国通知別添2「老健局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例」も含む。）に該当する場合は、財産処分報告書（様式第2号）の提出をもって、市長の承認があったものとする。ただし、この報告において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

2 前項に規定する財産処分報告書は、処分を行う日の1か月前までに、提出しなければならない。

（処分承認に係る審査）

第6条 市長は、第4条第1項の規定による財産処分承認申請書を受理したときは、その内容や申請に至った経緯、状況等について、国承認基準に準拠し、審査するものとする。

2 前項の規定による審査のために必要があると認める場合は、申請者に対し、別途必要な資料を求め、及び実地調査をすることができる。

（財産処分の承認）

第7条 市長は、前条第1項の規定による審査の結果、財産の処分が適正と認められる場合は、これを承認し、申請者に対して速やかに通知するものとする。

2 前項の承認をするときには、必要な条件を付すことができる。

（財産処分の不承認）

第8条 市長は、第6条第1項の規定による審査の結果、財産の処分が適正でない認められる場合は、これを承認しないものとし、申請者に対して速やかに通知するものとする。

2 前項の不承認をするときには、その理由を示すものとする。

（補助金の返還）

第9条 財産処分に伴う市補助金の返還の有無については、国承認基準に準拠し判断するものとする。ただし、これによりがたい特別の事情がある場合は、別途定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が市補助金により財産を取得した日から第3条に規定する処分制限期間を経過するまでの間に、市長の承認を受けずに財産を処分した場合は、市長は、申請者に対し、市補助金の全部又は一部を返還させることができる。

3 申請者が、第7条第2項の規定により付した条件に反した場合は、市長は、申請者に対し、市補助金の全部又は一部を返還させることができる。

4 返還金の額については、国承認基準の返還金計算等に準じて、取扱うものとする。ただし、これによりがたい特別の事情がある場合は、別途定めるものとする。

(完了報告)

第 10 条 申請者は、第 7 条第 1 項に規定する承認を受けて、財産の処分を完了したときは、処分完了後 1 か月以内に、財産処分完了報告書（様式第 3 号）及び処分完了を証する資料をもって、市長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、令和 4 年 12 月 7 日から施行する。